

## 規制シート(様式)

070200600600001

平成28年12月27日

規制の名称	探偵業の業務の適正化	所管府省	警察庁
根拠法令等	探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)、探偵業の業務に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	生活安全局生活安全企画課長 高須一弘
規制目的	探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資すること。		
規制内容の概要	<p>探偵業の業務の適正化に関する法律においては、探偵業務を「他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き取り、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務」とした上で、このような業務を営もうとする者について、営業所ごとに都道府県公安委員会に届出を行わなければならないとともに、成年被後見人、暴力団員、営業停止命令に違反した者等一定の欠格事由に該当する者について、探偵業を営むことを禁止している。</p> <p>また、探偵業務の実施の原則として、この法律により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穏を害するなど個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならないことを明確にし、探偵業務の実施の適正を確保するため、重要事項の説明等契約における義務、探偵業務の実施に関する規制、秘密の保持等について定めている。</p> <p>さらに、都道府県公安委員会は、探偵業者に対し、報告の徴収、立入検査、指示、営業停止命令、営業廃止命令を行うことができるとし、罰則についても定めている。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	探偵業の開始の届出の際に交付される届出証明書に付された番号を、変更の届出の際に交付される届出証明書においても明示することとした。(平成24年規則改正)	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	現時点において、法令を改正して対応しなければならない事項が認められないため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	探偵業の業務の適正化に関する法律附則第3条		

次の見直し時期	平成31年度
---------	--------